

# 一般社団法人日本病院薬剤師会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人日本病院薬剤師会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は都道府県病院薬剤師会との連携のもと、病院、診療所、介護保険施設に籍を有する薬剤師の倫理及び学術水準を高め、質の高い薬物療法の確保を図ることにより、国民の健康及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医療安全及び医薬品の適正使用に関する事項
  - (2) 生涯研修に関する事項
  - (3) 各種認定に関する事項
  - (4) 薬学教育の向上に関する事項
  - (5) 学術大会、研修会等の開催及び協力に関する事項
  - (6) 機関誌及び図書等の刊行に関する事項
  - (7) 調査研究に関する事項
  - (8) 国際交流に関する事項
  - (9) 関係諸団体との連携及び協力に関する事項
  - (10) 会員の労働環境の整備及び福利厚生に関する事項
  - (11) その他本会の目的を達成するのに必要な事項
- 2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

## 第3章 会員

(会員資格)

第5条 本会の会員は次の通りとする。

- (1) 正会員 病院、診療所、介護保険施設に籍を有し、又は本会に勤務し、本会の目的及び事業に賛同する薬剤師
  - (2) 特別会員 正会員以外の薬剤師免許を持ち、本会の目的及び事業に賛同する個人
  - (3) 賛助会員 本会の目的に賛同し、事業を支援する団体又は個人
  - (4) 名誉会員 本会に特に顕著な功績のあった者で理事会の推せんと総会の同意を経た者
  - (5) 有功会員 都道府県病院薬剤師会会長が推せんし理事会の同意を経た者
- 2 正会員及び特別会員は都道府県病院薬剤師会の会員である者とする。ただし、本会に勤務する薬剤師はこの限りではない。

3 名誉会員及び有功会員は終身に渡って委嘱することとする。

(手続及び任意退会)

第 6 条 本会に入会しようとする者は、会長に所定の届出をしなければならない。

2 会員で退会しようとする者は、会長に所定の届出をすることにより、任意にいつでも退会することができる。

3 会員でその届出事項に変更を生じた場合は、前 2 項と同様に、その届出をしなければならない。

(会費等)

第 7 条 正会員、特別会員及び賛助会員は本会所定の会費及び負担金を支払う義務を負う。

2 名誉会員及び有功会員は会費の納入を要しない。

3 会費の額及び負担金並びに徴収方法は総会が定める。

4 既納の会費及び負担金は理由の如何を問わずこれを返還しない。

(会員資格の喪失)

第 8 条 第 6 条及び第 9 条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当するときはその資格を喪失する。

(1) 死亡したとき及び失踪宣告を受けたとき

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

(3) 賛助会員資格が消滅又は死亡したとき

(4) 正会員、特別会員及び賛助会員が正当な理由なくして会費の納入を怠り且つ催告に応じないとき

(除名)

第 9 条 会員に本会の名誉を毀損し又は本会の目的趣旨に反するような行為があったときは、総会の決議を経て除名することができる。ただし、総会は議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 10 条 会員が第 6 条第 2 項、第 8 条及び第 9 条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、既に発生した未履行の義務は、これを免れることができない。

## 第 4 章 社員

(定義及び人数等)

第 11 条 本会は正会員から選出された代議員を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号、以下「法人法」という）上の社員とする。

2 代議員数は、都道府県の区域ごとに概ね正会員の 500 人の中から 1 人の割合をもって算出し、500 人に満たない場合でも、最低 1 人を算出する。端数の取り扱いについては、理事会で定める。

3 前項による代議員数の算出には、代議員改選前年の 12 月 31 日現在における会費を納入した正会員数を用いる。

4 代議員数の算出後において、都道府県の区域ごとの正会員数に異動があっても、次の改選期まで代議員の定数は変更しない。

5 代議員は無報酬とする。ただし総会開催に伴う旅費については支弁することができる。

(選出及び任期)

第 1 2 条 代議員を選出するため、都道府県を区域として正会員による代議員選挙を行う。選挙を行うために必要な細則は理事会が定める。

- 2 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は自己の勤務先が所在する区域の代議員選挙に立候補することができる。
- 3 第 1 項の代議員選挙において、正会員は等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は代議員を選出することができない。
- 4 第 1 項の代議員選挙は 2 年に 1 度、6 月 3 0 日までに実施することとし、代議員の任期は、選挙を行った年の 7 月 1 日から 2 年後の 6 月 3 0 日までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む）には当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は役員を選任及び解任（法人法第 63 条、第 70 条）並びに定款変更（法人法第 146 条）についての議決権を有しないこととする）。
- 5 本会は、原則として、代議員選挙及び補欠の代議員選挙を都道府県病院薬剤師会に委託して行う。
- 6 本会は、前項の委託に関する状況の報告を、いつでも都道府県病院薬剤師会会長に対して求めることができる。
- 7 本会は、本条の委託を適切に行うため必要と思料する措置の実施を、いつでも都道府県病院薬剤師会会長に対して、求めることができる。

（資格の喪失）

第 1 3 条 代議員は、いつでも辞任することができる。

- 2 代議員は正会員資格を失ったとき及び法人法第 29 条各号の事由に該当するときは資格を喪失する。

（補欠の代議員）

第 1 4 条 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を区域毎に選挙することができる。

- 2 補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の当初の任期までとする。
- 3 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
  - （1）当該候補者が補欠の代議員である旨
  - （2）当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
  - （3）同一の代議員（2 人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 人以上の代議員）につき 2 人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 4 第 2 項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、第 1 2 条第 4 項の代議員の任期満了時までとする。ただし、補欠の代議員は、正会員資格を喪失したときは、その資格を失う。

（正会員の権利）

第 1 5 条 正会員は、法人法に規定された次に掲げる権利を、社員たる代議員と同様に本会に対して行使することができる。

- （1）法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）
- （2）法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）

- (3) 法人法第 57 条第 4 項の権利 (社員総会の議事録の閲覧等)
  - (4) 法人法第 50 条第 6 項の権利 (社員の代理権証明書等の閲覧等)
  - (5) 法人法第 51 条第 4 項及び第 52 条第 5 項の権利 (議決権行使書面の閲覧等)
  - (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利 (計算書類等の閲覧等)
  - (7) 法人法第 229 条第 2 項の権利 (清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
  - (8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利 (合併契約等の閲覧等)
- 2 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、本会对し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任はすべての正会員の同意がなければ免除することができない。

## 第 5 章 役員等

(役員の種類及び定数)

第 16 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 25 人以上 30 人以内
  - (2) 監事 2 人以上 3 人以内
- 2 理事のうち、1 人を会長、5 人以内を副会長、1 人を専務理事、5 人以内を常務理事とする。
- 3 会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(理事の職務・権限)

第 17 条 会長は法令及び定款の定めにより本会を代表し、業務を執行する。

- 2 副会長は会長を補佐し、業務を執行する。
- 3 専務理事は会長及び副会長を補佐し、業務を執行する。
- 4 常務理事は会長、副会長及び専務理事を補佐し、業務を執行する。
- 5 理事は理事会を構成し、職務を執行する。

(監事の職務・権限)

第 18 条 監事は、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査する。
- (2) 本会の業務並びに財産及び会計の状況を監査する。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べる。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求する。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、2 週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告する。
- (7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれが

あるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

(役員を選任)

第19条 理事及び監事は、総会で選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は理事会で選定する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 各理事について、その理事及び配偶者又は三親等以内の親族等である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 役員に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

(役員等の任期)

第20条 役員等の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。ただし再任を妨げない。

- 2 欠員として補充された役員等の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員等は第16条に定める定数を下回る場合には、任期満了又は辞任により退任した後も後任者が就任するまではその権利義務を有する。

(役員等の解任)

第21条 理事及び監事は総会の決議により、解任することができる。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議により解職することができる。

(取引の制限)

第22条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
  - (3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員等の報酬)

第23条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は総会が別に定める。

(名誉会長及び顧問)

第24条 本会に名誉会長及び顧問をおくことができる。名誉会長及び顧問は法人法上の役員に該当しない。

- 2 名誉会長は本会に特に顕著な功績のあった会長のうちから理事会の推せんとして総会の同意を経て会長が委嘱し、その任期は終身とする。
- 3 名誉会長は会務を行わない。
- 4 顧問は理事会の承認を経て会長が委嘱し、その任期は委嘱した会長の在任期間とする。
- 5 顧問は会の運営に関し、会長のもとに応じ、随時意見を述べるることができる。
- 6 名誉会長及び顧問は無報酬とする。

## 第6章 総会

### (構成等)

第25条 総会は、すべての代議員をもって構成する。

- 2 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。
- 3 総会を法人法上の社員総会とする。
- 4 総会は通常総会及び臨時総会とする。
- 5 通常総会を法人法上の定時社員総会とする。

### (開催、招集)

第26条 通常総会は、毎年1回6月に開催する。ただし、やむを得ない事情のある時は理事会の決議を経て変更することができる。

2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要であると認めたとき

(2) 総代議員の議決権の5分の1以上より会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき

3 総会は理事会の決議に基づき会長が招集する。

4 会長は第2項第2号による請求があったときは、すみやかに臨時総会を招集しなければならない。

5 総会の招集は、開会の1週間前までに開会の日時及び場所並びに会議の目的である事項その他法令で定める事項を記載した通知を代議員に送付することで行う。

### (権限)

第27条 総会は次に掲げる事項及び法人法に定める事項を決議する。

(1) 事業計画及び予算の承認

(2) 事業報告及び計算書類の承認

(3) 理事及び監事の選任及び解任

(4) 理事及び監事の報酬等の額及びその支給基準

(5) 役員の実任の免除

(6) 名誉会員、名誉会長の選任

(7) 会員の除名

(8) 定款の変更

(9) 合併に関する事項

(10) 解散に関する事項

(11) 理事会が付議した事項

(12) その他この定款に定められた事項

2 前項の規定にかかわらず、個々の総会においてはあらかじめ目的として通知された事項以外の事項は決議を行うことができない。

### (会議の成立)

第28条 総会は代議員総数の過半数が出席しなければ開会することができない。

2 総会に出席できない代議員は、委任状その他代理権を証明する書面を本会に提出して、代理人(他の正会員に限る)にその議決権を代理行使させることができる。この場合、当該総会に出席したものとみなす。

- 3 名誉会長、顧問、名誉会員は総会に出席することができる。ただし、議決権は有しない。

(議長)

第29条 総会の議長、副議長は総会ごとに代議員の中から選出する。

(決議)

第30条 総会の決議は、代議員の過半数が出席し、出席代議員の過半数により行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、代議員の半数以上でかつ総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 会員の除名
- (3) 定款の変更
- (4) 合併に関する事項
- (5) 解散に関する事項
- (6) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第31条 理事又は代議員が総会の目的である事項につき提案した場合において、代議員の全員が提案された議案につき書面により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 総会の議事については法令に基づき議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には議長、副議長及び議長が指名した出席代議員2名が記名押印をしなければならない。

## 第7章 理事会

(構成)

第33条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(開催、招集)

第34条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めた場合
  - (2) 会長以外の理事から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
  - (4) 第18条第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき
- 2 理事会は、会長が招集する。ただし、前項第3号により理事が招集する場合及び前項第4号により監事が招集する場合を除く。
  - 3 会長は、第1項第2号又は第4号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。この期間が経過しても招集されないときは、各理事又は監事が理事会を招集することができる。
  - 4 理事会の招集は、1週間前までに開会の日時及び場所並びに会議の目的である事項を通知するこ

とで行う。

- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集手続を経ることなく開催することができる。

(権限)

第35条 理事会は次に掲げる事項及び法人法に定める職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事、常務理事の選定及び解職
- (4) その他重要な会務の決定

(会議の成立)

第36条 理事会は議決に加わることができる理事総数の過半数が出席しなければ開会することができない。

(議長)

第37条 理事会の議長は会長とする。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは出席理事の中から選出する。

(決議)

第38条 理事会の決議は、出席理事の過半数により行う。ただし、その決議に特別の利害関係を有する理事は、決議に加わることができない。

(決議の省略)

第39条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が提案した議案につき書面により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については法令に基づき議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には出席した会長及び監事が記名押印をしなければならない。

## 第8章 諮問機関

(会議の種類)

第41条 本会に諮問機関として常務理事会及び地方連絡協議会を置く。

- 2 常務理事会及び地方連絡協議会は総会及び理事会の権限を侵すものではないものとする。

(常務理事会)

第42条 常務理事会は会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって組織する。

- 2 常務理事会は会長、副会長、専務理事及び常務理事の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 3 常務理事会は理事会より委任された事項及び会長が理事会に付議する事項を協議し、理事会に報告を行う。
- 4 常務理事会は会長が必要な場合に招集して、その議長となる。

(地方連絡協議会)

第43条 本会に諮問機関として地方連絡協議会（会長会）を置く。

- 2 地方連絡協議会は都道府県病院薬剤師会会長をもって組織し、会長が招集し、都道府県病院薬剤



師会会長が提出した事項及び理事会から付議した事項等につき協議する。

- 3 本会の役員は地方連絡協議会に出席し、連絡を密に行う。
- 4 名誉会長及び顧問は地方連絡協議会に出席することができる。ただし、議決権は有しない。
- 5 地方連絡協議会の議長及び副議長は都道府県病院薬剤師会会長の中から選出する。ただし、本会の役員を兼ねている者は議長及び副議長になることはできない。
- 6 地方連絡協議会の議事録には議長が指名した議事録署名人2名が記名押印しなければならない。

## 第9章 会務執行部及び委員会

(構成)

- 第44条 理事会の補助機関として会務執行部及び委員会を置くことができる。
- 2 会務執行部及び委員会は総会及び理事会の権限を侵すものではないものとする。
  - 3 会務執行部に部員を、委員会に委員を置くことができる。
  - 4 部員及び委員は理事会の承認を経て会長が委嘱する。
  - 5 会務執行部及び委員会に関して必要な事項は別に定める。

## 第10章 会計等

(事業年度)

- 第45条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(剰余金)

- 第46条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(会計原則)

- 第47条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。
- 2 本会の財産の管理及び会計処理に関し必要な事項は理事会で定める。

(事業計画及び予算)

- 第48条 事業計画及び予算は、毎事業年度開始前に理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

- 第49条 事業報告及び計算書類(貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書))は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、監事の監査を受け、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

## 第11章 事務局

(事務局の設置)

- 第50条 本会の事務を処理するために事務局を設置する。
- 2 事務局に職員を置くことができる。
  - 3 重要な職員は会長が理事会の承認を得て任免する。
  - 4 事務局の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

## 第12章 定款の変更及び解散等

(定款変更)

第51条 この定款は総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第52条 本会は総会の決議による他法令で定められた事由により解散する。

(清算)

第53条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### 第13章 雑則

(公告方法)

第54条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(細則)

第55条 この定款に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は別に定める。

#### 附則

- 1 この定款は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条において準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この定款施行の際の本会の最初の代表理事（会長）は堀内龍也とする。
- 3 第11条の定めにかかわらず、この定款施行の際の本会の最初の代議員は第12条の定めと同じ方法で本会があらかじめ実施した正会員の選挙により選出された121名（平成21年12月31日現在の都道府県毎の正会員数に比例）とし、その任期は、平成25年6月30日までとする。
- 4 この定款施行の際、現に部員又は委員の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき、部員又は委員として任命されたものとみなす。ただし、その任期は、平成24年6月に開催される通常総会の終結のときまでとする。
- 5 この定款施行の際、現に本会の事務局職員である者は、従前と同等の勤務条件をもって、改正後の定款の規定に基づき、職員として任命されたものとみなす。
- 6 整備法第121条において準用する第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第45条の定めにかかわらず、解散の登記日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記日を事業年度の開始日とする。
- 7 第48条の定めにかかわらず、設立の登記日を開始日とする事業年度の事業計画及び予算については、事業年度開始後に理事会の決議を経て直近の総会で承認を得ることができる。